



市内温泉施設などの入浴・宿泊費を 助成する制度を創設しました

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴い、普段と違う生活が長引くことによるストレスで体調を崩すなど、市民の健康への影響が懸念されています。

市では、市民のストレスを解消することで健康増進を図り、さらに市内温泉宿泊施設などの経営支援を行うため、市民が市内温泉宿泊施設などを利用した場合、費用の一部を助成する制度を創設しました。

●本制度は、政府の緊急事態宣言および感染拡大状況に鑑み、現時点において直ちに実施しません。この制度の助成が受けられる時期が来ましたら直ちにお知らせします。

＊発熱がある人や県外から帰省もしくはは県外に滞在したのち2週間が経過していない人は、温泉施設などの利用を控えていただく

きますようお願いします

■対象 市民
※団体（同居家族を除く）での利用はできません

■助成額

▼日帰り入浴助成（1食付き）：利用者一人当たり1,000円
※各温泉施設などで実施している2,000円以上のプランが対象
▼宿泊助成（1泊2食付き）：利用者一人当たり2,000円
※各温泉施設などで実施している4,000円以上のプランが対象
＊新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、事業内容を変更する場合があります

【問い合わせ】
本館観光課（☎41・3542）



市中小企業振興融資制度 無利子貸し付けで資金繰りを支援します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の事業資金の調達を支援するため、中小企業振興融資制度を拡充。制度を利用した市内事業者の利子負担を市が3年間全額支援します。

なお、本制度は、4月7日に閣議決定された国の緊急経済対策における「実質無利子・無保証料融資」（民間金融機関実施）が開始される前に事業資金を必要とする事業者の資金繰りに対応するため、緊急的に内容を拡充して実施するものです。国の制度が利用可能となった時点で終了します。

■対象

次の全てに該当する事業者
▼市内に住所並びに事務所・店舗・工場があり、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる事業者
▼4月1日～概ね5月31日の間に同制度の新規融資を受ける事業者

■資金使途・貸し付け条件

▼運転資金：限度額3750万

（円、貸付期間7年以内（据置期間1年以内）
▼設備資金：限度額3750万円、貸付期間10年以内（据置期間1年以内）

■貸付利率

▼貸付期間3年以内：2.7%
▼貸付期間3年超2.9%

■利子補給額（利子補給期間）

全額（上限3年間）
※保証料は従前より市が全額を補給
■取扱金融機関（市内に限る）
岩手銀行、花巻信用金庫、北日本銀行、東北銀行、花巻農業協同組合

※利用方法など詳しくは左記へ

【問い合わせ】
本館商工労政課（☎41・3539）



国の雇用調整助成金に市が上乗せ補助を実施 花巻市雇用安定助成金を交付します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた市内事業所を支援するため、国が定める緊急対応期間の雇用調整助成金に市が上乗せ補助を行います。

■対象 市内事業者（国の雇用調整助成金対象事業者に限る）

■助成率 中小企業、大企業…10分の1

■助成金額 国の雇用調整助成金の算定の基となる額に対して10分の1

■対象期間 4月1日～6月30日

■問い合わせ 本館商工労政課（☎41-3536）

●国の雇用調整助成金

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、企業の皆さんに従業員の雇用を維持してもらうことを目的に、雇用調整助成金の特例を拡充しました。

＊雇用調整助成金とは…経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一次的に休業などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を助成するものです

◇対象 売上高などが前年同月比で5%以上減少し、

雇用調整を行っている事業主

※従業員の休業を実施し、休業手当などを支払っている必要があります

◇期間 4月1日～6月30日（緊急対応期間）

◇限度額 1人1日当たり8,330円

◇新たに拡充された内容

【助成額】休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額（助成率は下表のとおり）

区分	中小企業	大企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	5分の4	3分の2
上記のうち解雇などをしなかった事業主 ＊一定の要件があります	10分の9	4分の3
教育訓練を実施したときの加算 ＊一定の要件があります	2,400円	1,800円

【主な緩和要件】

○支緊急対応期間に実施した休業は別枠として支給限度額にかかわらず活用が可能となりました
○雇用保険被保険者でない労働者も休業対象となりました

◇相談窓口 県労働局職業対策課分室助成金コーナー（☎019-606-3285）

【問い合わせ】本館商工労政課（☎41-3536）



社会保険労務士による 無料相談を行います

市では、雇用調整助成金の申請手続きなど、市内事業者が抱える雇用に関する悩みや課題に対応するため、事業者が社会保険労務士が直接助言する相談会を実施します。

■対象 市内事業者

■期日

○5月…18日（月）～30日（土）[水・日曜日を除く]、全10日
○6月…1日（月）・2日（火）・4日（木）～6日（土）、8日（月）～12日（金）・15日（月）・16日（火）・18日（木）～20日（土）・22日（月）～26日（金）・29日（月）・30日（火）全22日間

※都合により変更となる場合があります

■時間 午前10時30分～午後4時30分

※1件当たりの相談時間は90分です

■会場 ビジネスインキュベータ（大通り1丁目3-5）

■相談料 無料

※ビジネスインキュベータ（☎24-6900）へ予約が必要です

【問い合わせ】本館商工労政課（☎41-3536）



イベント中止に伴う経 費を支援します

市では、新型コロナウイルス感染症対策の一環で中止となったイベントを対象に、主催団体が開催準備に要した支払い済みの費用を支援します。

■対象 次のいずれかに該当する中止となったイベント
▶市が開催費用を補助しているイベント▶市が共催しているイベント▶市の施設休館（3月2日～4月30日）に伴い中止となったイベント

■支援内容 次の開催準備に要した支払い済みの費用
▶実費経費（広告や印刷製本費など）から当該年度の収入額などを差し引いた額▶既に納品となった物品購入費

※詳しくは下記にお問い合わせください

【問い合わせ】本館観光課（☎41-3541）